

令和2年度若桜町一般会計当初予算における引上げ分の地方消費税交付金  
(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

(歳入) ・地方消費税交付金	65,957 千円
(うち社会保障財源分)	38,134 千円
(歳出) ・社会保障施策に要する経費	993,639 千円
(うち一般財源)	606,066 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち社会保障財源分化の地方消費税交付金
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉費	社会福祉総務費	133,278	23,784		6	109,488	6,889
	老人福祉費	141,967	6,497		151	135,319	8,514
	特別医療対策費	23,722	8,615		3,001	12,106	762
	障がい者福祉費	119,905	85,849			34,056	2,143
	社会福祉施設費	14,913	6,339		42	8,532	537
	国民年金事務費	171				171	11
	地域福祉センター運営費	132,416		123,900		8,516	536
	包括支援センター運営費	3,187	334		1,958	895	56
	後期高齢者医療事務費	85,431	12,719			72,712	4,575
児童福祉費	児童福祉総務費	79,027	7,355	2,300	859	68,513	4,311
	児童措置費	24,744	20,805			3,939	248
	ひとり親家庭福祉費	19,297	11,405		701	7,191	452
	児童福祉施設費	39,225	4,043		1,550	33,632	2,116
生活保護費	生活保護総務費	8,071	1,711			6,360	400
	生活保護扶助費	69,633	52,120		187	17,326	1,090
保健衛生費	保健衛生総務費	49,481	24			49,457	3,112
	予防費	13,382	401			12,981	817
	母子衛生費	3,097	397		4	2,696	170
	健康増進事業費	20,937	316			20,621	1,297
	保健衛生施設費	11,755		10,200		1,555	98
合計		993,639	242,714	136,400	8,459	606,066	38,134